

柏崎市宿泊事業者緊急支援補助金



補助対象者 以下の①～⑤全てに該当する方

- ① **客室5室以上の市内宿泊施設（旅館・ホテル営業または簡易宿所営業）**
※ 旅館業法の規定による県知事の許可を受けた施設に限る。指定管理施設は対象外。
- ② **市内に法人を置くこと（個人事業主の場合は、市内に住民票を置くこと）**
※ 法人税・住民税の確定申告を柏崎税務署で行っている者
- ③ **（一社）柏崎観光協会の正会員または賛助会員で、市内観光事業の振興に取り組んでいる**
- ④ **新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少、かつ、その減少額が20万円以上**

売上減少月	2020年3～6月のいずれかひと月	} ▲50%以上 ▲20万円以上
比較月	2019年同月	

- ※ 市の他の補助金と同様に、比較月の基準緩和有り（業歴3か月以上1年1か月未満の事業所等）
- ⑤ **納期限の到来した市税を完納していること**
※ 市税の徴収を猶予されている場合は対象となります。完納・徴収猶予のいずれも難しい場合は、ご相談ください。

補助金額 以下の(1)と(2)の合計額 ※ 1事業者1回限り

- (1) **基本額** 売上減少月と比較月の**売上高の差額の1/2**の額（1万円未満切捨て） ※ 上限200万円
【計算例】（2019年4月売上650,200円 - 2020年4月売上123,000円）÷2 ⇒ **26万円**（基本額は10～200万円）
- (2) **加算額** **大規模宴会場（500㎡以上）**を常設し、**基本額が100万円以上**の場合は、100万円を加算

申請期限 **売上減少月の末日から3か月以内**（＝9月末には受付終了）

申請方法

様式データはこちら



（柏崎市ホームページ）

申請準備

- ・ 上記①～⑤、(1)、(2)を確認
- ・ 書類作成

書類提出

- ・ 感染防止のため、**郵送で提出**
- ✓ 5/25（月）受付開始

市の審査完了後、

7日以内に
口座振込

添付書類

- (a)2019年確定申告書、(b)売上減少月の帳簿、(c)通帳（振込先口座）の写し（市の他の補助金で提出した書類は省略可。売上減少月を変える場合は(b)の提出が必要。）
- 客室数が分かる書類（必須）
- 大規模宴会場の面積が分かる書類（加算額対象の場合のみ必要）

Q: 客室数や大規模宴会場の面積が分かる書類とは？

客室数が記載されているパンフレット等を提出してください（施設独自発行・柏崎観光協会等発行いずれも可）。パンフレット等がない場合は、WEBサイトを印刷したものか、図面の写しを提出してください。大規模宴会場の面積に関しても同様です。

Q: 柏崎観光協会の会員でないと、補助を受けられないのでしょうか？

市内の観光振興に尽力している宿泊事業者を支援、観光再開期まで維持することの一助となることをねらいとしているため、柏崎観光協会の会員を対象としています。ただし、これまで市内観光振興に取り組んできた実績がある宿泊事業者（例：旧西山町観光協会の会員）は対象となる場合があります。詳細な要件や追加の書類については、お問い合わせください。

Q: 売上減少月の対象にできる期間が、3～6月なのはなぜ？

速やかに補助金を交付し、夏季の観光時期等に備えていただきたいためです。本制度は、定額補助ではないため、補助金額が有利になる月を見定めようとする、どうしても申請時期が遅れてしまいます。対象にできる月を6月で区切ることで、夏前に補助を受けることができます。

Q: 月の売上減少額が20万円未満だと補助を受けられないのはなぜ？

観光客減により、著しく売上げが減少している宿泊事業者を支援することを目的としているためです。

問合せ先・申請先

〒945-8511 柏崎市中央町5-50 柏崎市商業観光課

TEL 0257-21-2334 E-mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp